



4月1日から**保険証**が新しくなります

☎国保年金課国保賦課係(☎826-1111 内線 2296)

新しい国民健康保健被保険者証(保険証)を3月末日までに送付します。保険証が届いたら、記載内容を確認してください。また、4月1日からは新しい保険証を医療機関の窓口^{とうかん}に提示してください。なお、現在お持ちの保険証の有効期限は、3月31日です。有効期限が満了した保険証は、自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所にお返しください。

簡易書留で送付します

保険証は、3月中旬から順次簡易書留で配達します。不在の場合、「不在連絡票」^{とうかん}を投函のうえ4月1日(日)まで土浦郵便局(城北町)に留め置かれます。「不在連絡票」を受け取った方は、速やかに土浦郵便局に連絡し受領してください。4月3日(火)以降は、国保年金課窓口での交付となります。運転免許証などの本人確認書類とはんこを持参してください。詳しくはお問い合わせください。

所得の申告が必要です

平成29年中の所得が、平成30年度の国民健康保険税や介護保険の保険料を算定する際の基礎となります。平成29年中、所得がなかった方も、申告をしないと高い税額となる可能性があり、国民健康保険税の軽減対象となる場合でも軽減の適用を受けられませんので、必ず申告してください(すでに確定申告・市県民税申告をした方は必要ありません)。

※申告について、詳しくは課税課市民税係(☎内線2237)へお問い合わせください。

国保の加入・脱退は自動的には行われません

「加入」の手続きを忘れると、保険診療を受診できないおそれがあり、「脱退」の手続きを忘れると、国保税の課税が継続されるなどの不利益が発生する場合がありますので、必ず手続きをしてください。詳しい手続きについては、国保年金課にお問い合わせください。

<平成30年4月以降の主な変更点>

◎被保険者証と高齢受給者証が1枚のカードになります

これまで70から74歳の方には、「被保険者証(保険証)」のほか、一部負担金の割合を記載した「高齢受給者証」を送付していました。今回の被保険者証更新(平成30年4月)からは、利便性向上のため、被保険者証に高齢受給者証の内容も記載した1枚のカードになります。

左端の色は、一般が「赤色」、退職者は「緑色」です。
※青字の表記が今回の変更箇所です。

<<例>>70から74歳の被保険者証

30 ほほほほほほほほ	茨城県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証	有効期限 平成30年7月31日	記号 土浦 番号 123456
	氏名 土浦 太郎	ツチウラ タロウ	性別 男
	生年月日 昭和22年11月3日	適用開始年月日 平成22年11月4日	負担割合 3割
	世帯主氏名 土浦 太郎	住所 茨城県土浦市大和町9番1号	
	高齢受給者証発効期日 平成30年4月1日	交付年月日 平成30年4月1日	
	交付者の名称 茨城県 土浦市	交付者印 080036	
	被保険者番号 080036		
			茨城県 土浦市 之印

◎有効期限が3月31日(4月1日更新)から原則7月31日(8月1日更新)になります

平成31年度から保険証の切り替え時期が4月から8月が変わるため、今年度の保険証の有効期限が原則平成31年7月31日までの1年4か月になります。

※被保険者の生年月日によって有効期限が異なります。右の表でご確認ください。

有効期限が切れる前に新しい保険証を改めて送付します。

【平成30年度の被保険者証(保険証)の生年月日別有効期限】

被保険者の生年月日	被保険者証の有効期限
昭和18年4月2日～ 8月1日	誕生日前日(誕生日から後期高齢者医療制度に切り替わります)
昭和18年8月2日～ 昭和23年4月1日	平成30年7月31日
昭和23年4月2日～ 昭和24年8月1日	70歳の誕生日末日(1日生まれの方は、誕生日前月の末日)
昭和24年8月2日～	平成31年7月31日